

新宿区特定創業支援等事業による支援を受けた方へ
～ 証明書交付のご案内 ～

新宿区産業振興課

新宿区創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業の支援を受けた方で、産業競争力強化法に規定する優遇措置を受けたい方には、支援を受けた証明書を交付します。

この証明書の交付手続きについて、下記のとおりご案内します。

記

1 証明書の交付対象者

特定創業支援等事業を受けて、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の知識を身に付けた方

特定創業支援等事業名	認定創業支援等事業者等	対象となる方
創業スクール	新宿区(高田馬場創業支援センター) 西京信用金庫 東京三協信用金庫	創業スクール（全4回）をすべて受講した方
インキュベーション施設	新宿区(高田馬場創業支援センター)	1 か月以上施設に入所し、施設常駐の専門家の面談を4回以上受けた方
動画セミナー	新宿区（産業振興課）	動画セミナー（全4回）をすべて受講した方
オンラインセミナー	銀座セカンドライフ株式会社	オンデマンドセミナー（全4回）をすべて受講し、オンライン面談（全1回）を受けた方
オンライン面談		オンライン面談（全4回）をすべて受けた方

2 証明書交付申請から証明書お渡しまでの流れ

(1) 証明書交付に必要な書類①～⑨をご用意ください。

① 申請書・・・必要とする証明書の枚数+1枚

・2枚目以降はコピー可。

・申請者は特定創業支援等事業を4回受けた方のみです（代理不可）。

- ・様式の 1～5 すべてが必須記入事項です（個人で創業する場合、資本額は記入不要）。まだ決まっていない事項がある場合は、予定を記入して交付申請するか、内容が決まってから交付申請してください。未記入の欄があると証明書は発行できません。
- ・交付申請書をパソコンで印刷する場合、裏面は空白とし、何も印刷しないでください。（他事を記載したり、裏紙を使用したりしないこと。）

② 個人情報の提供に関する同意書・・・1 枚

- ・区と認定創業支援等事業者間で相互に情報交換することへの同意書です。

③ 受領書・・・1 枚

- ・証明書を窓口で受け取りたい方には、用紙下部の「受領書」に交付日を記入してお渡ししますので、受取時に必ず持参してください。

（①②③は、記入例を参考にして記入してください。）

④ 実施確認書

- ・認定創業支援等事業者が発行する実施確認書をすべて添付してください。
- ・実施確認書を紛失した場合は、認定創業支援等事業者から再交付を受けてください。
- ・新宿区が実施する動画セミナーを受講した方は不要です。

【既に創業している方】

⑤ 開業届の写し

- ・税務署に届け出た開業届
- ・証明書交付申請書に記入する「事業の開始時期」は、開業届に記載されている日を記入してください。

⑥ 廃業届の写し（法人成りした方のみ）

- ・税務署に届け出た廃業届

⑦ 法人設立届の写し（法人成りした方のみ）

- ・税務署に届け出た法人設立届（法人の履歴事項全部証明書でも可。）

【新宿区が実施する動画セミナーを受講した方】

⑧ 受講レポート

【証明書を郵送希望の方】

⑥ 証明書送付用封筒・・・1 通

- ・証明書を窓口で受け取る方は不要です。
- ・定型封筒に住所氏名を記入し、切手（110 円分）を貼付してください。（速達の場合はこれらに 300 円を加えた額。）
- ・簡易書留、書留等には対応しません。

(2) 証明書交付申請書の提出

上記(1)の必要書類をそろえ、新宿区文化観光産業部産業振興課まで郵送してください。窓口、記入済みの書類を直接持参しても構いません。

【郵送提出の注意点】

記載漏れ、記載誤り、書類の不足があると証明書は交付できません。この場合は、一旦書類をお返しすることになります。

(3) 証明書のお渡し

【郵送希望の方】

証明書は、申請書を受理してから3営業日目の昼に郵便ポストに投函します。

- ・配達に日数がかかることを考慮して申請書を送付してください。また、遅配、誤配等の郵便事故には対応できません。

【窓口での受け取りを希望する方】

証明書は、申請書を受理してから3営業日目の午後1時からお渡しします。

- ・(例) 申請書が4月1日(金)に産業振興課に到着し、記載内容・添付書類等に問題がなく受理した場合は、4月6日(水)の午後1時からお渡しできます。この日以降いつ受け取りに来ていただいても構いません。
- ・必ず受領書(上記2-(1)-③に記名・押印し、受取日の日付を記入したもの)を持参して、産業振興課の窓口までお越しください。
- ・受付時間 : 土日祝等を除く 8:30~12:00、13:00~17:00

3 その他

(1) 証明書の交付枚数、手数料等

証明書は必要な枚数を交付します。手数料はかかりません。

証明書が追加で必要になった場合は、再度申請していただくことで追加交付することができます。追加交付の場合は上記2-(1)-④の実施確認書の提出は不要です。

(2) 証明書の有効期限

証明書の有効期限は、令和9年3月31日までです。ただし、既に創業している方は、令和9年3月31日と、開業届又は法人設立届等に記載されている開業日又は会社設立日から5年を経過しない日までのいずれか早い日となります。

(3) 事業実施状況調査

特定創業支援等事業による支援を受けた方に対しては、年に一度、新たに開始した事業の状況や優遇措置の活用状況などの調査を行い、結果を経済産業省に報告することになっていますので、調査の際は協力をお願いします。

4 様式・記入例

ホームページからダウンロードできます。

URL : http://www.city.shinjuku.lg.jp/jigyo/sangyo01_002168.html

又は 

5 問い合わせ先・証明書交付申請書送付先

新宿区文化観光産業部産業振興課（特定創業支援等事業担当）

〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4 階

電話 03-3344-0702

FAX 03-3344-0221

令和 7 年 4 月 1 日改訂